

令和5(2023)年版

# 男女共同参画推進に関する年次報告書

三 原 市

# 目 次

「第4次三原市男女共同参画プラン」施策の体系	1
令和4年度 男女共同参画施策の実施状況	2
令和4年度 男女共同参画施策の進捗状況	11
令和4年度 事業報告（人権推進課担当分）	12
資料	
三原市男女共同参画推進条例	14

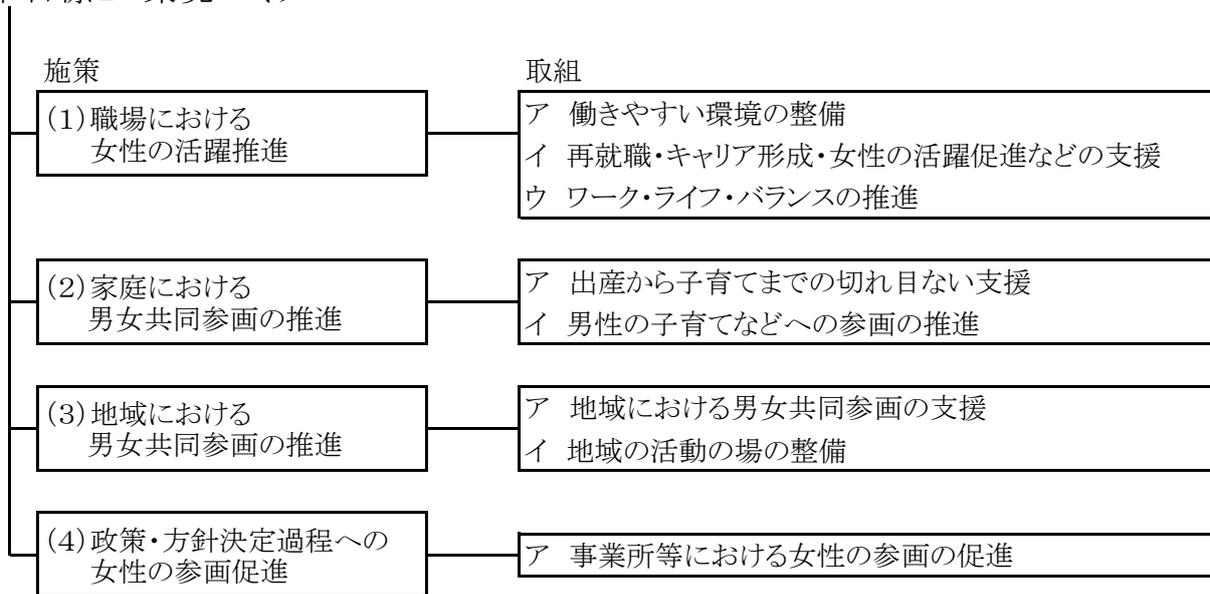
## 年次報告書について

この年次報告書は、「三原市男女共同参画推進条例」（平成23年10月施行）第16条に基づき作成しています。

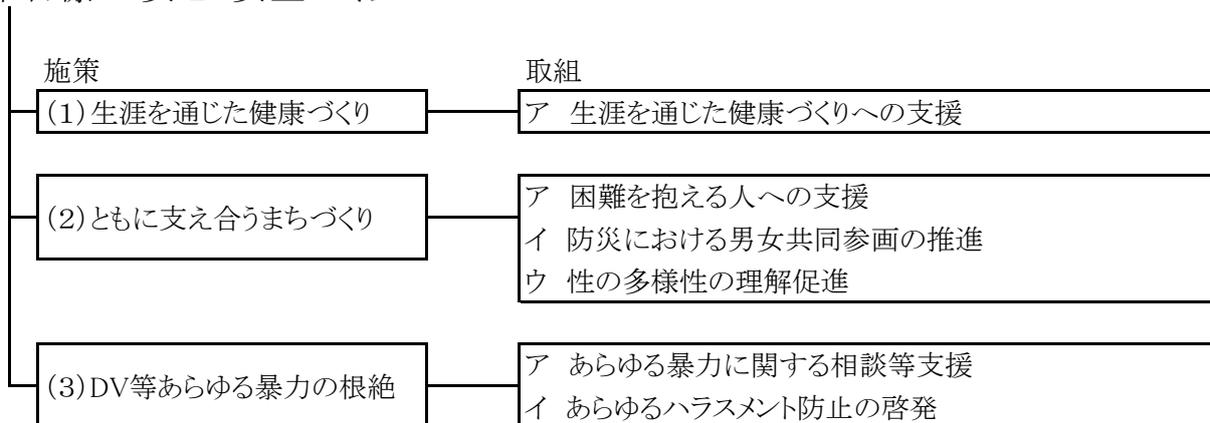
本報告書は、令和4年3月に策定した「私らしく暮らせるみはらプラン（第4次三原市男女共同参画プラン）」を基に、令和4年度に本市が取り組んだ施策の実施状況を示したものです。

# 私らしく暮らせるみはらプラン(第4次三原市男女共同参画プラン) 施策体系図

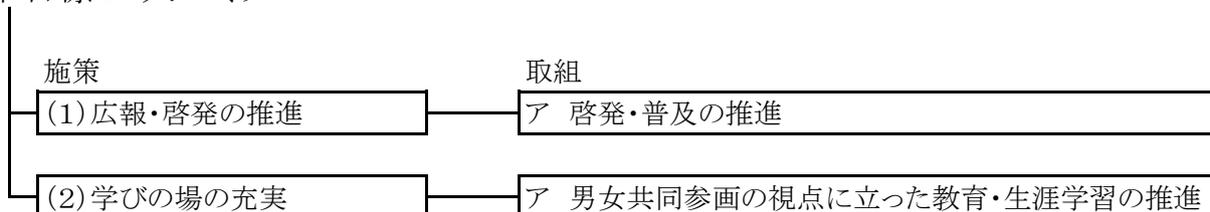
## 基本目標1 環境づくり



## 基本目標2 安心・安全づくり



## 基本目標3 人づくり



令和4年度 三原市男女共同参画施策の実施状況

●基本目標 1 環境づくり

(1) 職場における女性の活躍推進

ア 働きやすい環境の整備

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
1	女性の就労支援【新規】*	職場において、女性活躍推進法や育児・介護休業法を周知し、男女の均等な機会及び待遇が確保されるように努めます。 ○企業等への女性活躍推進法や男女雇用均等法の周知徹底 ○一般事業主行動計画※の策定や次世代育成支援の取組に際し、県や関係機関などと連携し、関連情報を提供 ○女性活躍推進アドバイザー※等を派遣し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援【新規】 ○就労を希望する女性に対し、就労支援セミナー等を開催【新規】 ○女性が就業しやすい職場環境整備を促進するため企業セミナー等を開催【新規】	人権推進課 商工振興課 子育て支援課	1,749	【人権推進課・商工振興課・子育て支援課】 ・企業等への女性活躍推進法や男女雇用均等法の周知徹底 ・一般事業主行動計画※の策定や次世代育成支援の取組に際し、県や関係機関などと連携し、関連情報を提供【商工振興課】 ・県認定の女性活躍推進アドバイザーを派遣し、女性活躍推進法・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援 ・就労を希望する女性に対し、就労支援セミナー及び市内企業との就職相談会を開催 ・市内企業を対象とした女性活躍推進セミナーを開催
2	労働慣習の見直しの普及・啓発	関係機関と連携し、事業者に対して、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などを普及・啓発します。 ○女性活躍推進セミナーの開催	商工振興課 人権推進課	43	【商工振興課・人権推進課】 ・関係機関との連携により、市HPやポスター等の掲示による制度の普及啓発を実施。 ・女性活躍推進セミナーの開催(再掲)
	労働慣習の見直しの普及・啓発	デジタル技術を活用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進します。【新規】 ○市役所におけるテレワーク※の推進【新規】	デジタル化戦略課	8,447	【デジタル化戦略課・職員課】 ・市役所におけるテレワークの推進 【商工振興課】 ・具体的な事業について検討を行った 【職員課・人権推進課】 デジタル技術を活用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進した。
3	入札参加資格に係る評価基準の改正	「三原市建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査要綱(平成29(2017)年4月施行)」に基づき、女性活躍推進や若年労働者を雇用している事業者の受注機会、受注額の拡大に寄与することを目的に、入札参加資格の評価基準を適宜見直します。	契約課	-	「三原市建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査要綱(平成29(2017)年4月施行)」に基づき、女性活躍推進や若年労働者を雇用している事業者の受注機会、受注額の拡大に寄与することを目的に、引き続き入札参加資格の評価基準を設け、見直しについて検討しました。
4	女性就労者の健康管理	各事業者に対し、フェムテック※の活用検討や女性労働者の健康管理の重要性を周知します。【新規】	商工振興課	-	女性のライフステージに寄り添うヘルスケアをテーマとしたセミナーを事業所研修に活用してもらうよう周知を図った。
5	労働に関する相談機能の充実	パートタイム労働や女性労働者、外国人労働者を含めた労働に関する相談機能を充実させます。 ○職場における労働条件や労働環境などに関する相談窓口を周知 ○労働条件や労働環境などに関する差別的取扱いや男女共同参画を阻害する原因を含んだ相談、苦情などに対して、関係機関と連携し、事業者を指導 ○女性活躍推進アドバイザー※等を派遣し、職場環境改善取組の支援を行う【新規】	商工振興課 人権推進課	-	【商工振興課】 ・市HPやポスター等の掲示による周知を実施。 ・県認定の女性活躍推進アドバイザーを派遣し、女性活躍推進法・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援 【人権推進課】 ・市広報により啓発 ・三原市登録業者等人権問題研修会の開催
6	事業所における人権教育・啓発の支援	○市民団体等への出前講座の周知 ○事業所内研修への講師派遣や啓発リーフレットの作成・配布、人権問題研修会への参加を要請	商工振興課 人権推進課	-	【商工振興課】 ・三原市人権推進企業関係者協議会において、人権推進学習に関する出前講座での講師派遣を実施 【人権推進課】 ・企業内研修へ人権啓発指導員を派遣 ・啓発パンフレット配布 ・DVD貸出

イ 再就職、キャリア形成・女性の活躍促進などの支援

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
7	起業化の促進と育成支援	起業をめざす男女や創業者に対して、三原市起業化促進連携協議会※と連携し、情報提供や経営能力向上のための講座、相談会などを開催します。	商工振興課	5,997	三原市創業支援事業計画に基づき、三原市起業化促進連携協議会において、新規創業者等に対する創業支援拠点(ワンストップ相談窓口)を中心とした産学官金の連携による支援を実施。
8	再就職への支援	ハローワークと連携し、職業紹介、就労情報の提供や再就職に役立つ知識や技術を身につける機会を提供します。	商工振興課	3,500	・就職ガイダンスの開催 ・都市圏からの呼び戻し事業 採用担当者向け説明会の開催 WEB就職ガイダンスの開催 都市圏で開催される就職ガイダンスへの参加支援 ・新たに開設したハローワーク三原公式LINEを三原市公式LINEで紹介し、周知を図った
9	職業能力を高めるための支援	男女の職業能力を高めるための学習機会を充実するとともに、職業訓練施設や資格取得のための講座などの情報を提供します。	商工振興課	-	・関係機関との連携により、チラシ・ポスター等の配布・掲示等による周知を実施
10	農業分野における女性の活躍促進	女性参画による加工品の製造や販売などの経営の多角化(6次産業化※)を推進します。	農林水産課	766	市内農水畜産物及びその加工品の商品開発、販路拡大・販売促進に係る経費補助を実施した。

ウ ワーク・ライフ・バランスの推進

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
11	育児・介護休業制度などの普及・啓発	事業者に対して、育児・介護・看護のための休業や育児支援制度の普及促進 ○事業所訪問や市内事業所が参加する行事での啓発	商工振興課 人権推進課	-	【商工振興課】 ・関係機関との連携により、市HPやポスター等の掲示による制度の普及啓発を実施。 ・県認定の女性活躍推進アドバイザーを派遣し、女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境の整備や、評価制度の見直し、育児・介護等の休暇制度の確認などに取り組んだ企業を広報誌、ホームページで紹介した。 【人権推進課】 ・市広報等により啓発・周知
		市民に対して、育児・介護休業取得の意識を啓発します。 ○各種講座や研修会などの学習機会の提供 ○広報誌、市ホームページ、その他での情報提供	商工振興課 人権推進課		【商工振興課】 県認定の女性活躍推進アドバイザーを派遣し、女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境の整備や、評価制度の見直し、育児・介護等の休暇制度の確認などに取り組んだ企業を広報誌、ホームページで紹介した。 【人権推進課】 関係機関との連携により、チラシ・ポスター等の配布・掲示等による制度の普及啓発を実施。
		市職員男性の育児休業制度取得を促進し、男性の育児参画を推進します。【新規】	職員課	-	市職員男性の育児休業制度取得を促進し、男性の育児参画を推進した。

(2) 家庭における女性の活躍推進

ア 出産から子育てまでの切れ目のない支援

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
12	妊娠・出産・子育て環境の整備	安心して出産や育児に取り組めるよう妊娠・出産・子育て環境を整備します。 【保健福祉課】 ○妊産婦健診公費助成事業の実施 ○マタニティスクールの開講 ○喫煙と健康問題に関する知識の普及、禁煙・分煙の啓発 ○不妊検査に関する市の費用助成 ○不育症治療費補助金交付 【子育て支援課】 ○子育てガイドブックの配付、子育て情報サイト「みはら子育てねっと」での周知	こども安心課 子育て支援課	48,194	【こども安心課】 ・妊婦一般健康診査、子宮頸がん検診、クラミジア検査、妊婦一般健康診査補助、産婦健康診査 ・マタニティスクール、パパママスクールの計画的実施、個別対応実施 ・喫煙と健康問題に関する知識の普及、禁煙・分煙の啓発 ・一般不妊治療費助成、特定不妊治療費助成周知と実施 ・不育症治療費補助金交付の周知と実施 【子育て支援課】 ○子育てガイドブック「子育てMyBook」の作成・配布 作成部数:3,000部 発行:令和4年6月末 ○令和3年10月に開設したウェブサイト「みはら子育てねっと」による子育て情報の発信
		母子保健推進員による訪問などを通して、地域での育児・子育てを支援します。	こども安心課	1,890	・母子保健推進員3か月見守り訪問 ・母子保健推進員自主活動(子育て支援教室)
13	保育サービスの充実	「みはら子育て応援プラン(第2期三原市子ども子育て支援事業計画)(令和2(2020)年3月)」に基づき、子育てと仕事が両立できるよう保育サービスを充実します。 【児童保育課】 ○通常保育事業の実施(待機児童※ゼロ) ○延長保育事業の実施 ○一時預かり事業の実施(保育所・認定こども園) ○休日保育事業の実施 ○病児・病後児保育事業の実施 ○地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)の実施 ○夜間保育事業の実施 ○家庭的保育事業の実施 ○短期預かり支援事業(児童養護施設)の実施 【教育振興課】 ○一時預かり事業の実施(幼稚園) ○受け入れ児童拡大の検討(市立幼稚園)	こども保育課 教育振興課	2,429,169	【こども保育課】 同左の内事業実施しているものを継続して実施した。 【教育振興課】 ・授業料無償化、預かり利用料の無償化を実施。 ・幼稚園の役割や必要性を再確認し、受け入れ年齢の拡大を含め、今後の公立幼稚園運営について検討中。
14	地域における子育て支援	男女が安心して子育てと仕事が両立できるよう多様なニーズに対応した地域全体で子ども子育てを支える仕組みと環境を充実します。 【児童保育課】 ○地域子育て支援センター※の整備・充実 【子育て支援課】 ○放課後児童クラブ※の実施 ○ファミリー・サポート・センター※事業の実施 ○児童館「ラフraf」の充実【新規】 ○地域子育てサロンの実施【新規】 ○子ども食堂の開催支援【新規】 【生涯学習課】 ○放課後子ども教室※の実施 【保健福祉課】 ○子育て世代包括支援センター※事業の実施	こども保育課 子育て支援課 こども安心課	483,310	【こども保育課】 地域子育て支援センターでの育児相談を実施した。 【子育て支援課】 ・放課後児童クラブの実施 36か所の運営(全クラブで小学校6年生まで受入) クラブの終了時間を30分延長し18時30分までとする。新型コロナ対策として換気機能を搭載した空調設備を整備 ・ファミリー・サポート・センター事業の実施 児童館「ラフraf」に、会員募集やマッチングを行うアドバイザーを配置 民間事業者に委託し、子育て世帯のニーズ調査、提供会員の掘り起こし、人材育成(研修)を実施 ・児童館「ラフraf」の充実 新たにオンラインでの育児相談や保護者同士の交流、イベントを実施 ・地域子育てサロンの実施 ・子ども食堂の開催支援 【生涯学習課】 放課後子ども教室事業 市内公立小学校20校、全校に開設(21教室) 【こども安心課】 (1)産前・産後サポート事業:母乳相談、栄養相談、妊娠8か月での電話相談、マタニティスクール、パパママスクール、スマイルママ広場 (2)利用者支援助事業 母子:ハイリスク妊婦支援、産後うつスクリーニング実施

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
15	相談体制の充実	児童虐待などの問題や発達に課題や障害のある子どもへの相談体制を関係機関と連携し、充実します。 ○家庭児童相談 ○子ども発達総合相談室	こども安心課	10,979	子ども発達総合相談室での発達専門相談を継続して実施します。 ・医師による発達相談 ・子育てなんでも相談 ・運動発達相談 ・心理相談 ・言語相談 子ども家庭総合支援拠点での児童虐待防止事業 ・相談 要保護児童対策地域協議会の会議 ・代表者会議 ・実務者会議 ・個別ケース検討会議 引き続き、地域自立支援協議会児童支援部会で市内事業所と連携し、相談体制を整備した。

### イ 男性の子育てなどへの参画の推進

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
16	男性の家事・育児・介護などへの参画の推進	男性を対象とした講座を充実し、男性の家事・育児・介護などの参画を推進します。 ○パパママスクール ○父親参加型イベントの開催【新規】 ○男性料理教室の開催	保健福祉課 こども安心課 子育て支援課 高齢者福祉課 人権推進課	1,241	【保健福祉課】 三原市食生活改善推進員を育成し、地域等での男性の料理教室開催を支援。 食生活改善推進員 男性の料理教室 【こども安心課】 パパママスクール 【子育て支援課】 児童館「ラフラブ」での父親参加型イベントの開催 9回開催 【高齢者福祉課】 三原市食生活改善推進員を育成し、地域等での男性の料理教室開催を支援。 男性の料理教室 登録16人 延参加者数109人 【人権推進課】 男性料理教室の開催(本郷人権文化センター)

### (3) 地域における男女共同参画の推進

#### ア 地域における男女共同参画の支援

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
17	地域社会での男女共同参画意識の啓発	地域活動において性別にとられない参加や役割分担を促進し、方針決定の場においても女性が主体的に関わることを啓発します。 ○広報誌や出前講座の開催	人権推進課	-	・市広報「人権ひろば」で啓発 ・出前講座による広報・啓発
18	地域活動への参画の促進【新規】	市民提案型協働事業※や市民活動団体育成事業において、男女がともに地域活動に参画するよう、団体に働きかけを行います。	地域企画課	1,563	市民活動団体等に働きかけを行った。 ・市民提案型協働事業実施 5団体 ・市民活動団体育成事業実施 5団体
19	地域活動への参画機会の提供	地域におけるビジョンづくりを支援する中で、性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動について話し合い、参画する機会を提供します。	地域企画課	7,664	地域ビジョン策定の支援を行った。 ・地域ビジョン策定支援 5団体
20	コミュニティ活動などの情報や参画機会の提供	男女が共にコミュニティ活動に参加できるよう、地域づくり、ボランティア活動、防災活動、環境保全活動などの地域活動の情報や参画機会を提供します。 ○「みはらし環境会議、各地域会議※」における活動支援	生活環境課 危機管理課	457	【生活環境課】 みはらし環境会議及び地域会議の活動支援 【危機管理課】 女性団体への呼びかけ 市主催の地域防災リーダー養成講座 7名受講(うち、女性1名)
21	女性団体などの活動の支援	人材育成セミナー受講者や女性団体を中心に、まちづくりのさまざまな分野における男女共同参画の視点をもった活動ができるよう支援します。 ○女性団体やグループのネットワーク化の推進	人権推進課	-	女性団体やグループのネットワーク化の推進

### イ 地域の活動の場の整備

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
22	コミュニティ活動の場の整備	公民館やコミュニティセンターなどのコミュニティ活動の場を提供するとともに、市民による管理・運営体制を推進します。	生涯学習課	14,813	中央公民館、各コミュニティセンター、公民館、地域拠点施設(本郷・久井・大和)、地域学習センターの修繕を実施し、学習環境の充実を図った。
23	ユニバーサルデザイン※の推進	子育てをはじめとして地域で生活していく上での利便性の向上とともに、ユニバーサルデザイン※を推進します。 ○男女ともに子育て世代が利用しやすいトイレの整備 など	公共施設の所管課		

(4) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

ア 事業所等における女性参画の促進

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
24	人材育成の充実	男女共同参画を推進する人材を育成するためのセミナーを実施します。	人権推進課	127	人材育成セミナー(男女で参画セミナー)の開催
25	人材登録と活躍の場	政策・方針決定の場などに参画できる女性の人材を広く募集し、登録します。人材の紹介や交流を行うなど情報提供を行い、活動に対する意欲・能力をもつ人材の活用に努めます。 ○女性委員登用候補者リスト登録	人権推進課	-	セミナー受講者に登録を呼びかけ、登録者にセミナー・公募委員募集の情報提供を行い、人材育成及び活用に努めた。
26	審議会などにおける女性の参画推進	「審議会等の運営、設置又は整理に関する基準(平成17(2005)年6月施行)」に基づき、各種審議会などへの女性委員の登用を推進します。	各課		
27	管理職に占める女性職員の登用	管理職者候補となる人材の育成に努め、市行政における管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を引き上げます。	職員課	-	引き続き人材育成に努めた。

●基本目標2 安心・安全づくり

(1)生涯を通じた健康づくり

ア 生涯を通じた健康づくりへの支援

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
28	健康教育・健康相談・健康診査の実施	「健康・食育みはらプラン(改訂版)(健康みはら21計画・三原市食育推進計画・三原市自殺対策計画)(平成30(2018)年3月)」に基づき、ライフステージ※に応じた健康づくりに取り組めるよう健康教育・健康相談・健康診査を実施します。 健康教育や出前講座等においてフレイル※予防の普及・啓発を継続します。 フェムテック※の視点を持ち、女性の健康づくりを推進します。	保健福祉課	116,880	健康教育(高血圧・糖尿病予防教室、出前講座) 健康相談(出前での健康相談含む) がんフォーラム、保健福祉まつり、食育講演会、食生活改善推進員養成講座 6回、食生活改善講習会等開催(食生活改善推進員活動支援)、朝食レシコンテスト(高校生)、食育の日の普及啓発 地域活動支援事業 13地域 個別医療機関健康診査 42医療機関 地域集団健康診査 9会場23日間 休日健診開設(年2日)、薬局リスク測定、歯周疾患検診
29	女性のがん検診の実施	がん検診や健康診査の普及啓発とともに、子宮頸がんや乳がんのがん検診を個別健診・集団健診において実施します。	保健福祉課	107,561	乳がん検診(マンモグラフィ)実施 子宮がん検診実施
30	身近な地域での運動推進の普及啓発	運動普及リーダーの育成・活動支援を通して、身近な地域で市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう普及啓発します。	保健福祉課	572	運動普及リーダー育成講座 6回 運動リーダーによる地域別ウォーキング大会等(運動普及リーダー活動支援) ラジオ体操の普及啓発 ウォーキングのまち三原推進事業による運動普及(3団体まで募集)
31	こころの病気の理解と普及啓発	講演会や各種講座などを通して、こころの健康を維持するための対処方法やうつ病などのこころの病気の理解と周囲の対応について普及啓発します。	保健福祉課	162	やさしい精神保健福祉講座 3回(自殺予防講演会を含む) こころネットみはらまつり 1回
32	エイズや性感染症に関する理解と普及啓発	事業やイベント等の機会を捉えて、エイズや性感染症に関する正しい理解促進を広報誌や市HP、情報誌などで普及啓発します。 学校教育の保健体育科において、新学習指導要領の内容に即した年間指導計画に基づき正しい知識を普及します。	保健福祉課 学校教育課	-	【保健福祉課】 広報・ホームページ等において、広島県の相談や検査体制について周知を図った。 【学校教育課】 各学校において、保健体育科等の授業の年間計画の中に位置付け、人権教育の視点を大切にしながら、正しい知識を身に付けられるように指導を行った。

(2)ともに支えるまちづくり

ア 困難を抱える人への支援

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
33	生活困窮者などの支援	○生活困窮者からの相談に対応し、評価・分析の実施 ○プラン作成などの支援や関係機関と連携し、対象者の自立を促進 ○生活困窮者に対し、要望に応じ生理用品を配布【新規】	社会福祉課 人権推進課	11,706	【社会福祉課】 自立相談支援事業を三原市社会福祉協議会に委託。生活保護に至る前における生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、評価・分析の実施、プラン作成等の支援及び関係機関と連携した取組みにより対象者の自立促進を図った。 【人権推進課】 生活困窮者に対し、要望に応じ生理用品を配布
34	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定と社会的・経済的な自立を促進するための相談・支援体制を充実するとともに、対象者が適切に支援を受けることができるよう普及啓発します。 ○ひとり親家庭等医療費給付事業の実施 ○児童扶養手当支給事業の実施 ○母子・父子家庭自立支援給付事業(教育訓練給付、高等職業訓練促進給付金)の実施 ○母子・父子自立支援相談の実施 ○ひとり親家庭学び直し支援事業の実施【新規】	子育て支援課	422,187	・ひとり親家庭等医療費給付事業の実施 ・児童扶養手当支給事業の実施 ・母子・父子家庭自立支援給付事業(教育訓練給付、高等職業訓練促進給付金)の実施 ・母子・父子自立支援相談の実施 ・ひとり親家庭学び直し支援事業の実施 ・ひとり親に対して、養育費確保のための公正証書作成費用や、保証会社との養育費保証契約に要する経費の一部を補助
35	高齢者の在宅生活の支援	介護や支援が必要な状態になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「第8期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和3(2021)年3月)」に基づき、高齢者福祉サービスを整備・充実します。 【高齢者福祉課】 ○相談支援体制の充実 ○在宅介護支援の推進 ○健康づくり・介護予防の推進 ○認知症施策の推進 ○生きがいづくりの推進(生涯学習活動、老人クラブ活動などの支援) ○見守り活動の推進 ○高齢者の権利擁護※ 【生涯学習課】 ○生きがいづくりの推進(みはら市民大学の運営) 【商工振興課】 ○生きがいづくりの推進(三原市シルバー人材センター事業の支援)	高齢者福祉課 生涯学習課 商工振興課	171,120	【高齢者福祉課】 ・地域包括支援センターによる相談 総合相談、権利擁護業務 ・介護予防の総合的な推進 高齢者筋力トレーニング、介護予防自主グループ支援、介護予防相談、介護予防教室 ・認知症対策の総合的な推進 認知症予防教室、認知症サポーター養成講座、認知症高齢者家族やすらぎ支援事業、認知症地域支援推進員相談、認知症カフェの運営支援、認知症初期集中支援チーム(2チーム) ・家族介護支援事業 ・家族介護用品支給事業 ・見守り推進事業 ふれあい安心電話、ふれあい訪問給食 ・高齢者の権利擁護 ・成年後見制度講演会、成年後見市長申立 ・老人クラブ活動への支援 【生涯学習課】 市民大学運営 35教科71コース 【商工振興課】 三原市シルバー人材センター運営費補助金の交付

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
36	障害のある人の自立支援	障害のある人が社会に参加し、地域で安心して自立生活ができるよう「第6期三原市障害者プラン(令和3(2021)年3月)」に基づき、障害福祉サービスなどを整備・充実します。 ○相談支援体制の充実 ○権利擁護※の推進 ○スポーツ・芸術文化活動の推進及び支援 ○安全・防災対策の推進 ○障害がある子どもへの学習支援事業 ○手話言語条例・情報コミュニケーション条例の制定【新規】	障害者福祉課	34,050	三原市障害者プランに基づき、研修や事例検討を通じて相談支援体制の充実を図った。また、障害者スポーツ大会や教室を開催し、障害のある人の社会参加を促進するとともに、障害者週間啓発事業や出前講座を実施して障害のある人への理解啓発促進と権利擁護の推進を図った。地域自立支援協議会防災部会で、個別避難計画作成についての協議や、支援者の防災意識向上のため研修会を開催した。手話言語条例制定に向けて、関係者による協議を重ねた。
37	ひきこもりなどの人への支援	学校、家庭、関係機関の連携を更に密にし、ひきこもり、ニート等社会生活を営むうえで困難を有する若者を社会参加に結びつける支援に取り組めます。 ○若者居場所づくり事業の実施 ○発達障害者社会参加型体験事業 ○就労体験事業 ○障害者事業所連携強化コーディネート事業	保健福祉課 社会福祉課 学校教育課 生涯学習課	2,753	【保健福祉課】 ・発達障害者社会参加型体験事業 【社会福祉課】 ・就労体験事業 ・障害者事業所連携強化コーディネート事業 【学校教育課】 ・学校ふれあい相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、管理職、生徒指導主事、担任の密な連携のもと、家庭訪問を行ったり、三原ふれあい教室をはじめとした関係機関と連携して支援を行ったりするとともに、ICT端末を活用した支援を行った。 【生涯学習課】 ・若者居場所づくり事業の実施 委託先:有限会社わくわく 開催:年間24日(月2回) 対象者:ひきこもりやニート状態にある15歳～39歳
		ストレスや対人関係の悩み、ひきこもりなど、こころの健康について、精神科医等による相談を行います。 ○こころの健康相談・ひきこもり相談	保健福祉課	201	こころの健康相談・ひきこもり相談 精神保健福祉訪問・相談3,603件 ひきこもり支援事業(相談窓口周知・支援者研修会等)

### イ 防災における男女共同参画の推進

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
38	女性消防団員の活動の場の増進	女性消防団員の募集を継続するとともに、災害活動及び広報活動の支援をして女性消防団の定着を図り、女性消防団員の地域における防火、防災活動の場を増やします。	警防課	621	女性分団は救命講習等の普及啓発に努める。各地域の女性団員は災害に備えて男性団員と訓練して連携を深めた。
39	男女共同参画の視点を取り入れた災害及び感染症対策の推進	防災に関する地域活動へ女性の参画を促進します。 ○自主防災組織への女性参画促進 災害や感染症への対策について、男女それぞれの需要が反映され、かつ、男女共同参画の視点を取り入れた対策を推進します。 ○男女共同参画の視点に立った避難所の運営【新規】 ○災害及び感染症対策への女性の視点の導入【新規】	危機管理課 保健福祉課	140	【危機管理課】 自主防災組織への女性の参画促進 市主催の地域防災リーダー養成講座 7名受講(うち、女性1名) 福山防災大学(防災士養成講座) 4名受講(うち、女性1名) 【保健福祉課】 感染症対策の実施

### ウ 性の多様性の理解促進

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
40	性的少数者に配慮した取組の実施	性的指向※に関する相談に応じるとともに、人権の尊重と性の多様性について市民への啓発をします。 ○パートナーシップ宣誓制度※の導入【新規】 ○公文書における性別記載欄等の見直し【新規】 ○セミナーの開催 ○人権相談	人権推進課	10,849	人権相談員による相談事業の実施 パートナーシップ宣誓制度の導入 公文書における性別記載欄等の見直し 性の多様性に関する出前講座の実施 セミナーの開催
40	性的少数者に配慮した取組の実施	保育所、幼稚園、学校において、子どもの発達段階に応じ、性の多様性に配慮した取組を実施します。【新規】	学校教育課 児童保育課 教育振興課 人権推進課	-	【学校教育課・児童保育課・教育振興課・人権推進課】 保育所、幼稚園、学校において、子どもの発達段階に応じ、性の多様性に配慮した取組を実施した。市立小中学校では学校長の判断で、全校男女混合の名簿となっている。

## (3) DV等あらゆる暴力の根絶

### ア あらゆる暴力に関する相談等支援

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
41	県、警察との連携による相談業務の実施	県や警察などと連携し、配偶者や交際相手への暴力(DV※)の防止に努めるとともに、DV※被害者などの相談・支援・情報提供を行います。 ○女性相談室 ○家庭児童相談	社会福祉課 子ども安心課	4,454	【社会福祉課】 女性相談室 【子ども安心課】 家庭児童相談
42	被害者保護と自立の支援	関係機関(県、NPO、児童福祉関係機関、自立支援センター※など)と連携し、被害者保護と自立を支援します。 ○女性相談室	社会福祉課	-	女性相談室にて関係機関と連携し、相談者に寄り添った支援をした。

イ あらゆるハラスメント防止の啓発

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
43	あらゆる人に対する暴力防止の啓発	暴力を容認しない社会環境をつくるために、意識啓発します。 教育委員会と連携し、若年層に向けたDV※予防教育を推進します。 ○広報誌やリーフレットの作成配布 ○講座や市民学習会の開催	人権推進課 社会福祉課	-	【人権推進課】 ・市広報・出前講座等による広報・啓発 【社会福祉課】 ・広報誌や国・県等が作成したリーフレット等を活用して、啓発に努めた。
44	セクシュアルハラスメント※などの防止に関する啓発	事業者等や労働者に対して、セクシュアルハラスメント※などの防止に関する意識を啓発します。 ○市ホームページ掲載 ○セミナーの開催	人権推進課	-	・関係機関との連携及び、広報等による制度の普及啓発を実施。

●基本目標3 人づくり

(1) 広報・啓発の推進

ア 啓発・普及の推進

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
45	広報活動の充実	男女共同参画社会を推進するという視点を持ち、周知を行います。 ○広報誌や市ホームページなどを通じた情報提供	人権推進課 広報戦略課	-	・市広報「人権ひろば」やホームページで周知・啓発
		協働の担い手となる団体などの活動情報、まちづくりや協働事業の情報などを市民協働ホームページにて紹介することにより、性別に関わりなく活躍の機会があることを周知します。	地域企画課	880	市民協働についての総合的な情報提供、情報交換の場となるインターネット上の情報サイト「つなごうねっと」の管理・運営を行う。
46	情報の収集・提供と市民意識の把握	男女共同参画に関する国・県・他市町村などの資料の収集に努め、情報提供を行うとともに、市民意識の把握に努めます。 ○広報誌や市ホームページなどを通じた情報提供 ○セミナー参加者へのアンケート収集	人権推進課	1,874	・広報誌に掲載(男女共同参画プラン) ・各町内会、事業所等へ人権啓発指導員の派遣 ・DVD等貸出
47	男女共同参画意識を高めるための啓発	広報誌などで男女共同参画社会の理解を広めるとともに人材育成の場としてセミナーを開催します。	人権推進課	294	・広報誌に掲載 ・人材育成セミナー・男女共同参画講演会の開催
		出前講座を周知するとともに、内容の充実にも努め、男女共同参画意識を高める啓発をします。	生涯学習課	-	まちづくり出前講座の人権分野のメニュー項目として推進
		町内会や事業所などが行う学習会や研修会へ人権啓発指導員※を派遣し、市民一人ひとりの人権尊重の意識を啓発します。	人権推進課	1,874	・各町内会、事業所等へ人権啓発指導員の派遣 ・DVD等貸出
48	男女共同参画貢献者の表彰	男女共同参画に貢献した市民や事業者などを表彰し、公表します。 ○男女共同参画社会づくり表彰	人権推進課	12	・9月広報等で募集予定。 ・12月の男女共同参画審議会にて審査し、1月表彰式実施。

(2) 学びの場の充実

ア 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
49	学校などにおける男女共同参画意識の教育	保育所、幼稚園、学校において、乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、体験・参加型学習を取り入れるなど、日々の教育活動の中で男女共同参画意識を高める教育をします。	学校教育課 こども保育課 教育振興課 人権推進課	111	【学校教育課】 各教科等や学校行事を中心に、日々の教育活動の中で教員自身が男女共同参画を念頭に置き、児童生徒の意識を高める教育を行った。 【こども保育課】 各施設において児童の発達年齢に応じた教育・保育を継続的に実施した。 【教育振興課】 各施設において園児の発達年齢に応じた教育を継続的に実施する。 【人権推進課】 ・人権啓発冊子の配布、アニメ上映会の開催 ・アニメ出前講座・アニメ祭り ・人権の花運動
		新学習指導要領の内容に即した年間指導計画に基づき、男女平等意識を高める教育をします。	学校教育課	-	男女共同参画の視点を取り入れた年間指導計画を立て実行できるよう、学校を指導した。
		すべての小・中学校でキャリア教育全体計画を作成し、キャリア教育を推進し、子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活などについて、性別にとらわれず多様な選択ができるよう指導します。	学校教育課	-	男女共同参画の視点を取り入れたキャリア教育の充実を図ることができるよう、学校を指導した。
		教材や指導資料、教育内容について、男女共同参画の視点で調査・研究します。	学校教育課	-	男女共同参画の視点をもって、教材選択や教育内容が決定できるよう、学校を指導した。
50	あらゆる教育関係者の資質の向上	あらゆる教育関係者に対し、男女共同参画意識をはじめとした人権意識を高める研修を実施し、資質の向上を図ります。	こども保育課 教育振興課 学校教育課	-	【こども保育課】 保育士、保育教諭等の資質向上に向け、男女共同参画をはじめとした人権研修を行った。 【教育振興課】 教諭の資質向上に向け、男女共同参画をはじめとした人権研修を継続する。 【学校教育課】 教員の資質向上に向け、男女共同参画をはじめとした人権研修を行った。人権推進課の協力を得ながら実施した。各校でも還元研修を実施させ報告させている。

NO.	事業	内容	担当課	令和4年度実績	
				決算額 (千円)	内容
51	生涯学習における男女共同参画意識の啓発	中央公民館をはじめとする社会教育施設が連携し、生涯学習の機会を提供します。	生涯学習課	14,561	市民大学運営 35教科71コース 中央公民館主催教室 16講座 コミセン・公民館主催教室 17館 44講座 拠点施設の主催教室 3施設 22講座 地域学習センター講座 3講座
		職業をもつ男女や育児中の女性などの誰もが参加しやすい時間帯・場所等配慮された講演会等を実施します。 ○講演会のウェブ開催 ○託児の充実	人権推進課	138	セミナーをウェブ開催し、子育て中の方も参加しやすい環境を整えて意識啓発の促進を図った。
再 16	男性の家事・育児・介護などへの参画の推進	男性を対象とした講座を充実し、男性の家事・育児・介護などの参画を推進します。 ○パパママスクール ○父親参加型イベントの開催【新規】 ○男性料理教室の開催	保健福祉課 こども安心課 子育て支援課 高齢者福祉課 人権推進課	1,241	【保健福祉課】 三原市食生活改善推進員を育成し、地域等での男性の料理教室開催を支援。 食生活改善推進員 男性の料理教室 【こども安心課】 パパママスクール 【子育て支援課】 児童館「ラフraf」での父親参加型イベントの開催 9回開催 【高齢者福祉課】 三原市食生活改善推進員を育成し、地域等での男性の料理教室開催を支援。 男性の料理教室 登録16人 延参加者数109人 【人権推進課】 男性料理教室の開催(本郷人権文化センター)

令和4年度 男女共同参画施策の進捗状況(主な目標値)

基本目標	項目	計画策定時 (令和2年度)	現状 (令和4年度)	年度比較	目標 (令和8年度)
1-1	一般事業主行動計画(女性活躍)の市内策定事業者数【新規】*1	10社	32社	↑	18社(R6)
	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録事業所数	33社	51社	↑	増加
	女性(25～39歳)の就業率*1	69.5% ※国勢調査 H27	73.8% ※国勢調査 R2	↑	75%(R7)
1-2	【待機児童数】保育所・認定こども園(長時間利用)に入れず待機している児童数*1	0人	0人	=	0人(R6)
	小規模保育事業所数*2	4カ所	4カ所	=	4カ所
	事業所内保育事業所数*2	1カ所	2カ所	↑	2カ所
	放課後児童クラブに入れず待機している児童数【新規】*2	33人	0人	↑	0人(R6)
	ファミリー・サポート・センター事業の利用者数【新規】*1	14人	30人	↑	40人(R6)
1-3	市民提案型協働事業及び市民活動団体育成事業実施団体数【新規】	延べ92団体	延べ111団体	↑	増加
	地域ビジョン策定団体数【新規】	10団体	20団体	↑	増加
1-4	人材育成セミナー参加者数(延べ人数)*3	175人	203人	↑	増加
	各種審議会などにおける女性委員の割合*1	26.7%	28.3%	↑	33.0%(R6)
2-1	乳がん検診の受診率*4	25.7%	24.2% ※	↓	上昇
	子宮頸がん検診の受診率*4	37.1% *5	31.6% ※	↓	上昇
2-2	母子・父子家庭自立支援給付事業(高等職業訓練促進事業)支給対象件数*2	15件	8件	↓	増加
	認知症サポーターの人数(累計)*1	12,412人	12,836人	↑	14,700人(R6)
	消防団員のうち女性の人数*6	女性分団 14人 その他 4人	女性分団 14人 その他 6人	↑	20人
3-1	男女共同参画セミナーの参加者数(延べ人数)*7	377カウント	1847カウント	↑	増加
	生涯学習出前講座の利用件数(延べ件数)	190件 *8	353件	↑	750件
	事業所への出前講座件数(延べ件数)	25件	61件	↑	増加
	男女共同参画社会づくり表彰件数(累計)	18件	22件	↑	28件(R6)

(注)

【新規】とは、第4次三原市男女共同参画プラン策定に際し、新たに追加された評価指標

\*1 三原市長期総合計画後期基本計画 令和2(2020)年3月 (計画期間:令和2～6年度)

\*2 第2期三原市子ども・子育て支援事業計画 令和2(2020)年3月 (対象期間:令和2～6年度)

\*3 延べ人数は、令和2年度を初年度としてカウント

\*4 健康・食育みはらプラン 平成30(2018)年3月 (計画期間:平成30～令和4年度 国・県の計画変更により令和5年度まで延長)

\*5 プラン策定時(令和2年度)の39.3%が誤りであり、正しくは37.1%

\*6 三原市消防団規則 別表1 女性分団基本団員数

\*7 ウェブセミナーの事前申込回線数

\*8 プラン策定時(令和2年度)の418件は利用総件数であり、そのうち「男女共同参画」に係る件数は190件

※「乳がん検診の受診率」「子宮頸がん検診の受診率」は新型コロナウイルス感染症の影響により、減少

1 三原市男女共同参画審議会の開催

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、三原市男女共同参画審議会を開催

第1回三原市男女共同参画審議会

日時 令和4年9月5日（月）

議題 ・男女共同参画に関する年次報告書（案）について  
 ・男女共同参画社会づくり表彰について  
 ・女性活躍推進事業について

第2回三原市男女共同参画審議会

日時 令和4年12月13日（火）

議題 ・三原市男女共同参画社会づくり表彰の審査について  
 ・審議会等の女性登用状況について

2 男女共同参画講演会の開催

男女共同参画社会の理解を広めるとともに、意識啓発を行うため講演会を開催

〈みんなの男女共同参画講演会〉

日時 令和4年12月24日（土）10:00～11:30

場所 三原リージョンプラザ 文化ホール

対象 三原市民等

演題 「違いは間違いじゃない。認め愛のまちに～ラジオDJが伝えたいこと～」

講師 大窪 シゲキさん（広島FM「9ジラジ」パーソナリティ）

参加者 56人

3 三原市男女共同参画社会づくり表彰

三原市男女共同参画推進条例第15条に基づき、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民、市民団体、事業者、教育に携わる者を表彰

内容 被表彰者（事業者の部）

- ・有限会社 大坪
- ・医療法人 仁康会 小泉病院

表彰式 令和5年1月18日（水）16:30～17:00 市長応接室にて

4 三原市男女共同参画職員研修会の開催

男女共同参画社会の実現のため、職員が条例の基本理念を理解し、それぞれの職場で男女共同参画の視点を持ち実践する力を養うために、職員研修会を実施

令和4年度も「8働き方改革・女性活躍推進オンラインセミナー」と兼用とした。

参加者 庁内アカウント56

5 年次報告書の作成

三原市男女共同参画推進条例第16条に基づき、男女共同参画についての理解を深めるため、施策の実施状況について年次報告書を作成（作成対象年度：令和3年度）

## 6 人材育成セミナーの開催

私らしく暮らせるみはらの実現に向けて、個性と能力が発揮できる環境づくりや、生涯を通じた健康づくりを学ぶため、人材育成セミナーを開催した。

また、女性の審議会委員割合上昇に向けて、このセミナー受講者のうち希望者は、市の審議会や委員会の女性委員登用候補者として「審議会等委員候補者リスト」に登録可能であるが、本年度は2人追加することができた。

- 日 時 ①令和4年9月29日（木）10:00～11:30  
②令和4年10月6日（木）10:00～11:30
- 方 法 オンラインセミナー（Microsoft Teamsにて）
- 対 象 事業者など
- 演 題 「女性のライフステージに寄り添うヘルスケア」  
①月経関連疾患と不妊について  
②更年期症候群について
- 講 師 新甲さなえ女性クリニック 院長 新甲 さなえさん
- 参加者 ①13 アカウント ②15 アカウント

## 7 女性団体のネットワークづくり

7つの女性団体から構成されるみはらウィメンズネットワークなど団体ネットワークづくりを推進し、女性団体やグループの連携強化を図る

- ・理事会の開催 2回 令和4年4月18日（月）、令和4年6月26日（日）
- ・総会の開催 1回 令和4年6月26日（日）
- ・映画上映会 1回 令和4年6月26日（日）
- ・三原市女性市議会議員との意見交換会（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

## 8 働き方改革・女性活躍推進オンラインセミナーの開催

平成27年9月から女性活躍推進法が施行され、大企業はもとより、中小企業においても女性活躍の重要性を理解し、取り組みの加速が重要であることから、先進的な企業の取り組み事例等を聞き、各企業の参考にしてもらうため平成30年度から開催

なお、「4三原市男女共同参画職員研修会」と兼用とした。

- 日 時 令和5年3月15日（水） 10:00～11:30
- 方 法 オンラインセミナー（Zoom ウェビナーにて）
- 対 象 事業者・三原市職員など
- 演 題 「ありたい自分の実現をめざして～誰もが私らしく働くためにできることは何か～」
- 講 師 嶋治 美帆子さん（株式会社ヒロデンプラザ 代表取締役、  
広島電鉄株式会社 人財管理本部付部長待遇）
- 参加者 78 アカウント（外部アカウント：23、庁内アカウント：56）

## 三原市男女共同参画推進条例

平成 23 年 3 月 31 日  
条例第 9 号

### 前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが、国際社会とも連動して進められる中、男女共同参画社会基本法が制定された。

三原市においても、この基本法の理念にのっとり、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、取組みを進めているが、少子化や長寿社会の到来等、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応していくためには、なお一層の取組みが求められている。

よって、私たちは、市・市民・市民団体・事業者・教育に携わる者という多様な主体の協働により、家庭生活、仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の調和が図られた男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は市内で活動するすべての個人のことをいう。
- (4) 市民団体 市内において活動する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体のことをいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人のことをいう。
- (6) 教育に携わる者 市内に存する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校において教育に携わる者及び市が実施する社会教育に携わる者のことをいう。

#### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女がその持てる力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他

の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活と仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるようにすること。

(5) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び市民団体の責務)

第5条 市民及び市民団体（以下「市民等」という。）は、第3条の基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、事業活動に関して、男女が対等な立場で参画する機会を確保し、仕事と家庭、地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

## 第2章 基本施策等

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定又は変更（以下「策定等」という。）するに当たって、市民等、事業者及び教育に携わる者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画の策定等をするに当たって、あらかじめ三原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画の策定等をしたときは、公表しなければならない。

(男女共同参画に関する活動の支援)

第9条 市は、市民等及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第10条 市は、家族を構成する男女が、互いに家庭生活における活動と職場、学校、地域その

他の社会のあらゆる分野における活動とを両立させることができるよう、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯を通じた健康支援)

第11条 市は、男女が互いに身体的特徴及び性について理解し、生涯にわたり健康に生活できるよう、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性にに基づく差別的取扱い等に対する支援)

第12条 すべて的人是は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性にに基づく差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 市は、あらゆる性にに基づく人権侵害を防止するための施策を講ずるよう努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り、相談機関及び各種制度の紹介、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 市民等、事業者又は教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関との連携を図りながら必要な助言を行う等適切に対応するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による申出に対応するため、三原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(表彰)

第15条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民等、事業者又は教育に携わる者を表彰することができる。

(年次報告)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 男女共同参画審議会

(三原市男女共同参画審議会)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、三原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びに審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

令和5(2023)年版

男女共同参画推進に関する年次報告書

令和6(2024)年1月発行

編集・発行 三原市生活環境部 人権推進課